

第1322回 京都市教育委員会会議 会議録

1 日 時 平成26年12月18日 木曜日
開会 10時00分 閉会 12時00分

2 場 所 京都市役所内 教育委員室

3 出席委員 委 員 長 藤原 勝紀
委 員 星川 茂一
委 員 奥野 史子
委 員 秋道 智彌
委 員 鈴木 晶子
委員・教育長 生田 義久

4 傍 聴 者 1人

5 議事の概要

(1) 開会

10時00分、委員長が開会を宣告。

(2) 前回会議録の承認

第1321回京都市教育委員会会議の会議録について、全委員の承認が得られた。

(3) 議事の概要

ア 議事

議案1件、報告2件

イ 非公開の承認

議案1件については、市長の作成する議会の議案に対しての意見の申し出に関する案件であり、京都市教育委員会会議規則に基づき、非公開とすることについて、全委員の承認が得られた。

ウ 報告事項

「京都市いじめの防止等取組指針」（案）について

(事務局説明)

○大賀 生徒指導課担当課長

はじめに、本件に関して先日の市会・教育福祉委員会での指摘内容を報告する。

大きく四点の指摘を頂いた。一つ目は、指針は詳しくしっかりと記載されているが、マニュアル化してしまわないかの危惧があるとの指摘であり、それに対しては、マニュアルとし

てではなく、これまでの子どもとの関わり方を見直し、漏れがなかったか等を振り返り、より良い対応へとつなげていくことが大切である旨を説明している。

二つ目は、いじめの早期発見等に関して、教員の多忙化解消のための環境整備が必要であるのと指摘であり、それに対しては、教員が一人で抱え込むのではなく、学校体制の中での組織的な対応が重要であり、また、少人数教育やスクールカウンセラー等の専門職の配置も環境整備の一環である旨を説明している。

三つ目は、指針に記載されている「マスメディア等における他人の弱みを嘲笑したり、あたかも暴力を肯定するような行為」へどのように実効性のある対応ができるかという点について、メディアへの発信力を持っている教育委員の先生方や事務局、そして議会がそれぞれの立場でできることをしっかりと行っていきたいとの御助言を頂いた。

四つ目は、指針に「重大事態への対処」は記載されているが、重大事態に至らないためにどうするかを項目建てて記載することが大切との指摘があり、それに対しては、指摘を踏まえ修正する旨を申し上げている。以上が市会からの指摘である。

次に、指針の前回からの修正部分について、市会や、一昨日新たに発足した「京都市子どもの豊かな心と規範意識を育む関係者会議」等での意見を踏まえ、報告する。

「基本理念」の「個人情報への取扱い」については、前回の教育委員会での御指摘を踏まえ、文言を整理している。

「京都市教育委員会が実施する施策」の「再発防止の取組」については、前回の教育委員会での小中連携の必要性に関する御指摘を踏まえ、追記している。

同じく「京都市教育委員会が実施する施策」の「いじめ事案への対処」の「いじめを受けた児童生徒の保護等」について、関係者会議での指摘を踏まえ、いじめを訴えた子どもが、その以前にはいじめを行った側である場合も見られることから、経過や背景を踏まえた対応が必要な場合もある旨を追記し、また、同項目の「いじめを行った児童生徒、保護者等への指導等」について、発達特性への留意に関して一步踏み込んで追記をしている。

「保護者の責務、市民・事業者の役割」の「いじめ問題の背景としての大人社会の課題への対応」について、関係者会議での本市のスクールソーシャルワーカーでもある社会福祉士からの指摘を踏まえ、いじめを行う子どもが社会的な被害者である場合も少なくない旨を追記した。

また、先に紹介した市会での指摘の四つ目に関しては、指摘を踏まえ「重大事態に至らないための対処」を新たな項目として記載し、それに関わり、次の項目の「重大事態への対処」の冒頭へ、しっかりとした取組にも関わらず、万一、重大事態が発生した場合はというような文言を追記している。以上が、前回の報告からの修正箇所である

今後の予定は、昨日開催した関係者会議を年度内にもう一度開催するとともに、1月中旬に指針策定を目指しているが、条例・指針を作って終わりではなく、教育活動の中で生かされるよう、ポスターやリーフレット等で普及・啓発を図るとともに、校長会等でもしっかりとアナウンスし、校内の教員研修への活用などにより、取組の一層の充実を図る。

(委員からの主な意見)

○前回指摘した小中の学校間連携は、しっかりと記載されている。実効性のあるものとして運用してほしい。

○学校内での連携はもちろんのこと、小中連携の取組を進めるきっかけにしてほしい。

- 学校の基本方針をホームページでいくつか確認したが、しっかりとしたものが出ていた。この指針はかなり整理されているため、各校はこの指針を基に学校の基本方針を見直し、よりよいものにしてほしい。
- 各校の基本方針には年間計画が掲載されており、月に一度はいじめ対策委員会の開催が盛り込まれているが、実際にはどのように運用されているのか。
- 指針にスクールソーシャルワーカーの意見が加わったことは大きなことだと思う。スクールソーシャルワーカーの機能をどのように高めて展開するか、学校現場だけで課題を抱え込まず、心理・福祉等の専門家の意見も参考に、いじめを行った子どもも京都の子どもとして育てるため、学校を応援する体制に生かしてほしい。

(事務局)

- いじめ対策委員会は、学校によっては生徒指導委員会などと同時に開催している場合や、開催頻度も毎週行っている学校もあるなど、各校の実態に合わせて運用されている。
- 昨日の関係者会議に出席したが、委員の皆さんには熱心に議論いただいた。また、指針は市会でも評価していただいたうえで御指摘を頂いた。スピード感を持ちつつ組織的な対応が重要であり、教職員一人一人の理解が深まるように研修等で伝えていきたい。
- 指針の検討に当たっては、「いじめ防止対策関係者会議」や「京都市子どもの豊かな心と規範意識を育む関係者会議」など、各校種の校長会等からも代表に参画いただいているので、校長会とも連携しながら、各校の取組の充実につなげていきたい。

「京都市未来こどもはぐくみプラン（仮称）」について

(事務局説明)

○富田 学校指導課担当課長

本市の子ども・子育て支援施策の総合計画である「京都市未来こどもはぐくみプラン（仮称）」（以下「次期プラン」という。）の策定に向け、京都市子ども・子育て会議（以下「子育て会議」という。）において、施策の分野ごとに7つの部会を設け、平成26年5月から審議し、平成27年度から31年度までを計画期間として次期プランの策定が進められている。

教育施策については、「教育環境づくり部会」で、小学校入学前児童の教育・保育については、「幼児教育・保育部会」で審議を行い、各部会を経て、全体会議において審議された次期プラン中間とりまとめ案について、パブリックコメントが10月19日から11月18日まで実施された。

パブリックコメントの結果を踏まえ、12月2日以降、各部会を開催し、「パブリックコメントに対する本市の考え方」や市民意見を踏まえた修正等を行った「最終とりまとめ案」について審議が実施されている。

今後、12月19日に開催される全体会議において「最終とりまとめ案」が審議され、市長へ答申後、平成27年1月末を目途に策定される見込みである。

パブリックコメントは、545人から768件の御意見をいただき、男女比はほぼ同数。20代と30代からの応募が60%以上を占め、子育て世代の関心が高いことが伺える。

保健福祉局のHPに掲載されている中間とりまとめ案の「本冊」には、今後の施策や取組

の詳細を記載しており、いただいたパブリックコメントに対する本市の考え方について、中間とりまとめ案の「本冊」を参考にして本市の考え方をまとめ記載している。

パブリックコメントを拝見すると、市民・保護者の方が幼稚園や保育所、区役所等で中間とりまとめ案の「概要版」を御覧になって応募いただいたケースが多いものと考えられる。

教育環境づくり部会では、パブリックコメントを踏まえ、中間とりまとめ案の修正を2か所行い、最終案に反映させている。

1つは、目指すまちのすがたの3において「確かな学力・豊かな心・健やかな体」の「調和をはぐくみ」という文言について、主旨が伝わりにくい表現であるため、「調和のとれた育成を図り」に修正し、最終案において修正を行っている。

2つ目は、第6章（1）ア開かれた学校づくりの推進の施策を展開する今後の方向性と施策・主な取組において、地域ぐるみ・市民ぐるみの例示として、私立学校等との連携も明記すればよいとの市民意見を参考に、「私立学校・幼稚園」の文言を追加することで、教育環境づくり部会の同意を得て修正を行い最終とりまとめ案に反映させている。

また、教育環境づくり部会の委員からは、次期プランの理念を実現できるよう、今後5年間、審議した施策や取組を推進してほしいとの激励の御意見をいただいている。

○有澤 学校指導課担当課長

次に、主に就学前児童の教育・保育に関連するパブリックコメントについて、「幼児教育・保育部会」で審議された本市の考え方を中心に説明する。

はじめに、待機児童問題が解消できるように今後も継続して施設・制度の充実を行ってほしいとのパブリックコメントに対しては、今後想定される保育ニーズを踏まえ、従来の民間保育園の整備を中心とした幼児教育・保育の提供体制の確保に加え、幼稚園など地域資源を積極的に活用し、預かり保育や小規模保育事業等による取組を進める旨の考え方を示している。

次に、幼児教育・保育の提供体制の確保及び質の向上に関するパブリックコメントに対しては、保育所・幼稚園、私立・国立・公立の垣根を越えた「共同機構」として研究・研修を進める子育て支援総合センター「こどもみらい館」での保育士・幼稚園教諭の資質向上を図る研修をはじめ、本市として、保育士・幼稚園教諭を対象とした各種研修を実施するとともに、保育関係団体や私立幼稚園団体が実施する研修に対しても補助金を交付するなど連携した取組を推進している旨の考え方を示しつつ、引き続き、増加する保育ニーズに対して「量」「質」の両面から充実を図っていきたいと考えている。

また、認定こども園の各号の定員に関するパブリックコメントに対しては、認定こども園が保護者の就労の有無にかかわらず、幼児教育・保育を一体的に受けられることを特徴の一つとしており、1号・2号・3号定員を設定しなければ保護者の離職により退園を求められるなど、認定こども園の趣旨に反する状況が発生することとなる。このため、既存施設から認定こども園への移行促進を図るために、国によって設けられている特例措置を活用し、幼児教育・保育ニーズが充足している区域においても、1号・2号・3号全ての定員の設定について必要最小限の範囲で認め、保護者のニーズに応えていく旨、本市の考え方を示して最終案に反映させている。

さらに、新制度で実際に何が変わるのか理解しにくく、積極的な情報発信を一層進めてほしいとの市民意見については、利用者の方が自らのニーズに合ったサービスを的確に選択できるよう、きめ細かな情報提供や利用調整等の利用者支援に取り組む旨の考え方を示しており、消

費税による財源確保も含め、新制度の先行きが不透明な中、当面は私立幼稚園と意見交換しながら、教育の良さを残しつつ預かり保育の充実を図ることが重要であると考えている。

(委員からの主な意見)

- 教育行政に限らず、多様なパブリックコメントに真摯に回答することは重要である一方で多大な労力がかかるものであり、事務局の努力が感じられた。今回は市民に対しどのような視点で回答しているのか。
- ネットで子育て情報を発信することは、子育て中の親にとって有効であり、区役所等へ気軽に行けない親にとって、情報収集源として重要である。子育てに必要なかつ重要な情報が得られる行政の取組が求められている。
- 見せる工夫や取付きやすさも含め、HPをいかに活用し、子育てに関する情報を発信するかが大切であるが、一方で、子育て世代に対して、子育て中のスマートフォンの使い方を学ぶ機会の充実や使用ルールの徹底が求められている。
- プランに対する多様な市民意見に対して、丁寧かつ真摯に市民にフィードバックすることが行政の姿勢として大切なことである。
- パブリックコメントは、子育てを終えてお孫さんがいる50代や60代も比較的多かったとの印象を受けた。公的な機関だけでなく、子育ての相談相手として、本来祖父母の関わりが不可欠であるとする。
- 身近な相談相手でもある祖父母の関わりで、京都らしい子育ての知識や知恵を生かしていく、京都ならではの取組にどのようなものがあるのか。また、それが50代・60代の生き甲斐にもつながっていくのではないかと。
- 子どもの健全な育成のため、インターネットも含めたメディア文化との関わり方を考える必要があると思うが、どのようにとりくんでいるのか。
- 次期プランの計画期間である5年間に、優先的に実現したい取組や施策があれば、挙げていただきたい。
- 次期プランの実現は大変な作業であり、教育委員会で取り組める施策もあるが、縦割りを越えて他局等と連携し、子どもを育むにあたり、京都市として子どもへのまなざしを忘れないようにしてもらいたい。
- この次期プランでいろんなことに気付かされたが、支援ばかりでなく子どもの主体性や力が大切であり、困難な状況にあっても、課題や問題を解決できる力、自助の力を身に付けてほしい。

(事務局)

- 市民・保護者に、次期プランについてまず関心を持っていただくことが重要であると考えており、教育全般に関することから次期プランの抽象的・具体的な内容まで、本市の考え方について、分かりやすく丁寧な回答に心掛けている。
- スマートフォン・携帯電話、インターネットの危険性や不適切利用等について、リーフレット等を作成し保護者等へ情報提供を行うとともに、適切な使用方法に関する啓発をPTAや人づくり21世紀委員会とも連携し取り組んでいる。
- 本市では、様々な分野で実績のある方々に、地域のボランティアとして学校教育に関わっていただいている。また、みやこ子ども土曜塾等の場を通じて校区の皆様に、昔の地域のあそ

びや風習について子どもたちに楽しく学ぶ機会を提供していただくとともに、子ども見まもり隊として約2万人の方々に登録していただくなど、市民ぐるみ・地域ぐるみで子どもたちの安心安全にも参画していただいている。

○子どもたちが正しいメディアリテラシーを身に付けられるよう、民間企業のインストラクターの支援や協力のもと取組を進めている。

○近年、子どもの貧困化対策の重要性が指摘されており、次期プランでは、格差社会にあっても子どもたちの学びの場を保障し、学力向上・進路の実現が図れるよう、地域ぐるみ・市民ぐるみの教育を推進していきたいと考えている。

○本市では、京都はぐくみ憲章の趣旨に則り、市民ぐるみ・地域ぐるみの教育を推進しており、行政においても縦割りを打破し、関係部局が一体となって、次期プランの実現に向け取り組んでいきたいと考えている。

エ 非公開の宣言

委員長から、以下の議案1件について、会議を非公開とすることを宣言。

オ 議案事項

議第22号 京都市執行機関の附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定
について

(事務局説明)

○大黒 総合育成支援課長

「京都市就学支援委員会」の設置について、議決をいただければ、行財政局から他局の附属機関等に関わる改正と一括して2月市会に提案していただくよう依頼することとなっている。

今回の条例改正の趣旨は、附属機関として設置している「京都市就学指導委員会」と「京都市立総合支援学校高等部入学指導委員会」を効率化の観点から統合し、「京都市就学支援委員会」を新たに設置することである。

従来要綱設置であった「京都市就学指導委員会」と「京都市立総合支援学校高等部入学指導委員会」は、本市における附属機関等の全庁的な整理の中で、平成26年9月市会において（行財政局から）提案・議決され、同年11月に施行した「京都市執行機関の附属機関等の設置に関する条例（以下「一括条例という。）」に定める「附属機関」として位置付けられた。

附属機関の整理が行われた経緯としては、政策、施策、事業等について検討する審議会等のうち要綱等により開催されているものについて、地方自治法第138条の4第3項の規定により、「条例の定めるところにより置くべき」との下級審の裁判例が複数出されている状況にあったため、本市においても、要綱等開催審議会等のより適正な運用を図るため、その位置付けについて全市的に見直しが行われたものである。

附属機関として条例で定めるか否かの判断基準は、

①市職員以外の者が参加すること

②調停、審査、審議又は調査を行うこと

③合議体として一定の結論を導き出す機関であること

以上の3つすべてに該当するものとされた。

「京都市就学指導委員会」及び「京都市立総合支援学校高等部入学指導委員会」は、この判

断基準に合致することから、附属機関として位置付けられたものである。

また、「附属機関等について、定員、任期、報酬額等の基準を定め、可能な限り可能な限り差異の解消を図るとともに、今後も更に精査し、整理を進め経費削減に努めること」との付帯決議を受けて、行財政局において平成26年4月に「京都市附属機関等の設置及び運営に関する指針（以下「指針」）が制定された。その「指針」の第4条において、設置目的を達成したもの、必要性が低下したもの、活動が不活発なもの、設置目的や構成委員が他の附属機関等と類似しているものについては、廃止又は統廃合することと定められた。

「京都市就学指導委員会」と「京都市立総合支援学校高等部入学指導委員会」は双方とも①障害のある子どもの「教育の場」に関して調査・審議し、また②構成委員も6名が重複しており、委員長・副委員長も結果的に共に同じ方が選出されている。このような現状から、指針第4条第4号に該当すると考えられるため、両委員会を統合し、「京都市就学支援委員会」を平成27年4月に設置することが適切と考える。

「京都市就学支援委員会」の担当事務は、「障害のある児童生徒又は障害があると思われる児童生徒の適切な就学又は入学に関する事項について、教育委員会の諮問に応じ、調査し、及び審議すること」とし、現行の「就学指導委員会」と「高等部入学指導委員会」の担当事務を合わせたものとなっている。委員数・任期については、指針第5条において定められている基準に基づき、「20人以内」、「任期1年」とし、開催予定回数は、7回程度としている。

「就学指導委員会」という名称については、「指導」という文言が専門家や保護者の意見を聴取しながら就学先を検討しているという、「指導」しているわけではない実態と合わないこと、24年7月の中央教育審議会初等中等教育分科会報告「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進」において『教育支援委員会（仮称）』が望ましい」と言及されていることから、他都市等でも名称変更がされたり、検討されたりしている中で、本市においては、資料の通り、指定都市で最も多く採用されており、かつ意味がわかりやすい「就学支援委員会」が最適であると考えた。

具体的な調査・審議内容は、「個々の児童生徒の就学・入学先（在学中における教育の場の変更も含む）の決定に関する事項」となる。今後とも、一人一人の子どもを徹底的に大切にする本市教育の理念のもと、障害のある子ども一人一人の教育的ニーズと保護者・本人の願いに向き合い、多様な学びの場・教育システムを活用しながら、適切な支援をおこなってまいりたい。

なお、2月～3月の教育委員会会議にて、条例改正に伴う「京都市就学支援委員会規則」の制定について、提案させていただく予定である。

（委員からの主な意見）

○実情として、対象者は増えているか。

（事務局）

○今年度も微増傾向にある。就学相談を丁寧に進めていることも一つの要因と考えている。

（４） 閉会

10時20分、委員長が閉会を宣告。

署 名 委員長職務代理